

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月26日から同年11月1日まで

私は、昭和35年2月にA社に入社し、47年3月に同社から子会社であるB社に指導者として派遣され、48年9月まで勤務していた。当時は退職金も受給しておらず、B社の社長から「給料は親会社から支給されている。」と聞いていた。申立期間の保険料も親会社から控除されていたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の同僚の証言及び戸籍附票の住民異動記録により、C市にあるA社からD市にあるB社に異動し、そのまま在職していたと推認できる。

また、同僚は、「B社の退職金は親会社であるA社から支給された。」と供述している上、申立人が、B社へ異動した後においても厚生年金保険が昭和47年7月25日までの4か月間、親会社であるA社で引き続き適用されていることが社会保険庁の記録により確認できることから、申立人がB社へ異動した後も給与は親会社のA社から支給されていたものと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録により、同僚の一人は、B社に転勤した後も同社が昭和47年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、継続して親会社であるA社で厚生年金保険の適用を受けていたことが確認できること

から、申立人についても、A社において、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主(A社)により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険庁の昭和47年6月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の代表取締役は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から53年9月30日まで

私は、A事業所に勤務していた期間の内、申立期間に係る標準報酬月額について、B厚生年金基金の記録では12万6,000円とされているのに、社会保険庁の記録は9万8,000円とされており、相違があることを同基金からの通知により知った。

申立期間のみ給料が下がったことは考えられず、社会保険庁の記録が誤っているはずである。

申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金が保管する昭和52年10月適用の加入員給与月額算定基礎届には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の決定額が12万6,000円と記載されていることが確認でき、標準報酬月額の決定額に至るまでの計算等に誤りは無い。

また、当該基金では、「申立期間当時の算定基礎届書は5枚複写であり、事業所は1枚目から3枚目までを基金へ、4枚目と5枚目を社会保険事務所へ提出していた。」としており、A事業所は、当該基金へ提出したものと同様の算定基礎届を社会保険事務所へ提出したと考えられることから、社会保険庁の電算記録及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額(9万8,000円)と当該基金が保管する算定基礎届の標準報酬月

額(12万6,000円)とが相違することは考え難く、社会保険事務所での事務処理に誤りがあった可能性がうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該基金保管の加入員給与月額算定基礎届における申立人の申立期間の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年9月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から51年9月まで

私は、夫が郵便局に勤務していたことから、国民年金制度のことは早くから知っており、家計については夫が管理していたが、年が離れ、私の老後について気遣ってくれていた夫は、薄給で生活が苦しい中から国民年金保険料を納付し続けてくれた。

付加年金についても、昭和45年10月に制度が始まったことを知った夫が、すぐに納付してくれたにもかかわらず、私が付加保険料の納付を開始したのが、昭和51年10月からとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の付加年金申出の記録に関しては、A市保管の国民年金被保険者名簿において付加保険料該当年月日が「51年10月2日」と記載されていることが確認できるのみであり、それ以前に別の付加年金申出を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「付加保険料制度が始まったことを知った夫が、すぐに付加保険料を納付し始めた。」と主張しているが、申立人の夫は既に死亡し証言が得られない上、申立人にも明確な記憶が無いことから、付加保険料納付の経緯や付加年金申出を行った時期を特定できない。

さらに、申立人が申立期間に係る付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和39年10月から40年3月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち昭和44年8月から45年7月31日までの期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年3月まで
② 昭和40年4月から同年8月まで
③ 昭和44年8月から45年7月31日まで

私は、申立期間①については、A県B市にあったC社D工場内のE社という下請け会社でセグメント検査士として勤務した。

また、申立期間②については、F市にあるG社で地下鉄の隧道工事現場での構内連絡用の有線及び無線の配線工事に従事した。

さらに、申立期間③については、H県のI社の船の船舶通信長として、南米に渡航し、その後、領海侵犯により逮捕、抑留されたことを記憶している。船名については、J丸かK丸であったかはっきり記憶に無いが、私は、船舶職員であり、船員保険に加入しなければ船は出港できないように船員法で決まっている。

申立期間について、勤務あるいは乗船していたことは間違いないので、厚生年金保険及び船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立内容及びC社からの「当時C社D工場にはE社とつく事業所はL社しか無かったという。」との証言から、申立人が勤務してい

たとする事業所はL社であったことが推認できる。

しかしながら、申立期間に係る厚生年金保険の適用及び勤務実態について、C社の元社長及び元経理担当者は、「当時のL社では、社会保険の加入は社員のみとし、社員への登用は試用期間約3か月を経て、社長が専務に相談のうえ決定していた。」と供述している上、「申立人は、当社の下請けで働いていた人ではないか。」としている。

さらに、社会保険庁の記録には、申立人が当該事業所で申立期間に被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、事業主に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したが、関連資料及び供述を得ることはできない。また、G社で保管している申立人の「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「被保険者資格喪失確認通知書」においては、社会保険事務所の記録と同じ(資格取得日(昭和44年4月13日)及び資格喪失日(同年8月31日))となっている。

さらに、雇用保険の被保険者記録において、昭和44年4月13日の取得日及び同年8月30日の離職日が確認でき、厚生年金保険の被保険者資格得喪日と時期が一致していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は当該事業所において、昭和44年4月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月31日に資格を喪失していることが確認できるのみであり、申立期間中に被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人は、I社の船舶の通信長として乗船したとしている。しかしながら、I社は平成元年12月3日に解散し、当時の事業主の所在も不明なため、申立期間に係る勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。また、当該事業所における申立人と同じ資格取得日の元船員に照会をしたが、勤務実態を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所保管の当該事業所にかかる船員保険被保険者原票では、申立人は当該事業所において、昭和45年8月1日に被保険者資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失していることが確認できるが、申立期間中に申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、M社所有の船舶に乗船していたかも知れないとしているが、当該事業所が船員保険の適用事業所となるのは、申立期間後の昭和47年5月15日からである上、当該事業所が船員保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した船員119人で、当該事業所の厚生年金保険の加入記録の

ある船員はおらず、当該事業所の元船員担当事務員は、「当時、船員を厚生年金保険に加入させたことは無かった。」と供述していることから、当該事業所では船員を厚生年金保険に加入させることは無かったことが推認できる。

なお、M社の関連会社であるN社についても、申立期間③において、船員保険の適用事業所となっているものの、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る船員保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、被保険者証記号番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②に係る厚生年金保険料及び船員保険被保険者として申立期間③に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。